



やはりその方針を遵奉して行つて貰わなければ困る。でなくて、なんか、こ  
ういう獨自的のものがあつて、内閣は  
一定の政策を持つて、結局この委員會  
だけは從來通りの方法でやつて行くな  
んと言つては、日本の政治はやれない  
と思う。それ故に私は、そういう點で  
この委員會制度というものはもつと我  
として考えなければならない。然もそ  
の委員會が本質に國民代表を入れる、  
そして當面の政府擔當者と、そして民  
間の各般の代表者を入れて、そうして  
そういうものを創るというのでしたな  
らば、これはまだ私は價値があると思  
うのであります。ところが實際にこの  
委員三名は内閣總理大臣が任命するこ  
とに成つておる、内閣總理大臣が任命  
するというのでしたら、一層はつきり  
と日本の政府は責任を取るべきだと思  
うのです。自分が任命することに對し  
て、そこが非常に曖昧といふか、辯證  
が合わんと思う。で、こういうことに  
對してどういう監督をするかというこ  
とは一見明瞭だと思うのであります。  
ですからこの取引所委員會の制度、こ  
れは非常に問題が存在すると思うの  
であります。まあ私の言いたい點をは  
つきり結論的に言いますと、一つは、  
さつき政府委員から説明されたような  
獨自性があるといふならば、これはと  
んでもないことだと思う。はつきりと  
責任政治をやり、責任ある政策を取  
つて行くという政府の建前からすれば、  
政府は多少送つたつて、ここだけは變  
らんものがあつたのでは絶対困る、そ  
ういうふうな獨自性は非常に困る、非  
常に悪い。ただ國民の意思をもつと廣  
汎に持つて行くという意味で、この委  
員會があるならば、總理大臣が委員を

任命するというのではなくて、もつとやり方がある。本當に國民各般の代表者をここに入れるべきだと、思うのですが。それならば又私は話は別だと思ります。併しそうでなくして、こういう内閣總理大臣が任命するというようなものであるならば、はつきりとこれは政府が全般的責任をとつて、このことについては、とにかく責任をとつてやるといふ態勢の方が造かにいい。辻特が合つていると私は思ひます。こういうようなことは、實のことを言いますと、非常に大きい問題なので私決定的な回答は勿論求めませんが、若し何とか回答がありましたらやつて下さい。

○委員長(黒田英雄君) 只今徳田委員長が見えておりますが、その方を先に一つ御質問を願つた方がいいと思います。外の點はまだ後から御質問願う機会がありますから、徳田委員長を説明員として説明して貰うこととに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。

○松鶴喜作君 大藏大臣は見えないのですか。

○委員長(黒田英雄君) 大藏大臣は要求しておつたのですけれども、どうも見えることは見えるのですけれども豫算の方に行つたものだから……

○松鶴喜作君 じや一つだけお伺いしたいのですが。

○委員長(黒田英雄君) 誰に……今わざわざ徳田さんは御要求があつて来て貰つたのですから、成るべく今は徳田さんの答辭を要するようなことを先づやつて頂いて……

○松鶴喜作君 まあ法律に關してです

から、政府委員じやないから専門のことと伺えばいいのですか。どううことを……結局どちらからお答えてもいいのですが、重大なことだと想いますが、新取引所法ができる程度取引所が責任を持つて解決したのですが、今度は会員組織になつて漏れの責任においてやる、そついた時に、混乱し、間違いが起つた時に一律はどういう救済ができるのかということは、まあ専門の徳田さんでもよろしい、政府の方でもよろしい。その點一點どう考へているのかお伺いしたいのですが。

○説明員(徳田昂平君) 私は證券取引所委員会委員長の徳田昂平でござります。只今お尋ねに相成りました從来の取引制度では、者の取引員の一方が違約した場合に、擔保する責任の場所があつたのであるが、會員組織の取引所になると、そういう點がどうなるかといふ。松嶋さんのお尋ねだとと思うのです。御説の如く、前には我が國の取引所が株式會社の取引でございまして、株式會社の業務の中の或る一部分は取引所が擔保の責任に任じたのであります。これは長期取引の取引でありまして、その外に大正十一年の法律改正で短期清算取引というものが開始になつたのであります。取引所は、共同してその擔保の責に任ずるところとあります。取引員同志の共同擔保制度ということでありまして、一方が違約をいたした場合に、共同してその擔保の責に任ずるところとあります。取引所に擔保の責はないのであります。取引員同志の共同担

おつたのであります。長期清算取引につきましては、取引所が擔保いたしまして、短期清算取引につきましては、取引所が擔保いたしません。取引所は擔保の責に任じませんで、取引所が擔保する、こういろいろ二つの制度になつておつたのであります。この擔保のことにつきましては、前からいろいろ議論があつたのであります。取引所が擔保いたしました、まして、取引所に擔保された方がいい、というのと、取引所に擔保するといふことにつきましても、まあ相當弊害があることはございませんであります。それで、解け合いを強要しておつたといふようなことがあつたのであります。他の者が擔保するということにつきまして、相當有力なる反対の意見もあつたのであります。それに鑑みまして、大正十一年の法律改正は、大體日本と同様に、将来は會員組織にすべき保制度を行なうことができるという法律改正になつたのであります。これは舊來擔保制度の許可によつて、擔保制度を行なうことができるという法律改正になつたのであります。この擔保について申しますと、法の原則は、取引は會員組織的になるべきだ、そういう方針の下に、今日に至つたのであります。この擔保につきましては、先程申しました如く、他人が擔保するということとも一つの方法であります。しかし、どうしても選れることがあります。この擔保につきましては、どうしても會員組織にいたしまして、お互に相成りまして、不都合のこととのないように、そうして取引員の——今

は、共同してその擔保の責に任すと  
いうことであつたのであります。取引  
所自體でも兩制度が併用して行つて、

どうしても會員組織にいたしまして、お互に相戒めまして、不都合のことのなハ止らて、そらして取引員の——今

C 滋賀県議会 議員会といた  
のは、この法律によりますと、非常に  
大きな権限を有つておりますが、ハ

おいろいろなことについて殆んど最高の決定権を持つておるようあります。從つて委員の方にお伺いしたいのは、今度の新取引法による賣買取引の種類なんですが、まあ政府委員の方から聞いておりますと、レギュラー・エニイの方法によつて行くということより外に手はないといふ御意見のようであります。併し私はうに、レギュラー・エニイの「エニイ」の方法によつて行くこと、いうことはもう一つの方針としては良いと思ひますが、その方針を貫くためには、この方針が本當に行われるよらないろくな條件を作らなければ駄目だと思うのです。そういう條件がないと、いわゆる現物取引という名前の下に清算取引が行われて行くということになつてしまふと思うのです。レギュラー・エニイを本當に遂行するための條件としてこれは誰でも言うことでござります。貨株の制度とコール・マネーの市場が本当に確立しなければできやしないと思ふのですが、それで、お伺いしたいのは、先日來、貨株の問題について何らかは、東京證券、大阪では大阪代行會社、こういふものが貨株的なことをやりつゝあるといふようなお話をありました。その點について取引がありましたが、その點について取引員の方からもう少し詳しく述べてお伺いしたいのですが、先づお伺いした第一點はそれです。

にアメリカのレギュラー・エニイに従う方法を考えておりますが、波多野さんはお尋ねの如くレギュラー・エニイを完全なものにいたしまするためには、貨株制度及びコール・マネーの制度が必要なことは御説の通りであるのです。アメリカと違いまして、我が國の情勢から申しますと、貨株と行くかどうかということにつきましては、私共といたしましても多少の懸念を持つておるのであります。我が國には前には限月取引といふものがありますが、こういう制度も勿論として、限月の終りには必ず受渡しがであります。又受渡しを履行するという點につきましては、相當いい取引であるのであります。しかし、どうも勿論一面には多少の弊害はあつたのであります。長くその説を主張しておつた一人であるのであります。證券の取引は他の物産の取引と違いまして、そう長い期間を要しない、というような意見が有りまして、長期に亘る限月は必要ないというような説も行なわれて、参つたのであります。戦時中から限月取引は止めてしまいまして、今日は實物取引一本になつておるのであります。この實物取引にいたしましても、只今の御説の如く實物取引一本にいたしますることは、やはりその蔭に隠れて併行いたしまする清算的の取引が必要のために、レギュラー・エニイにならざります。そういうことがありますことは甚だ遺憾でありますために、これと併行いたしまする清算的の取引が必要なために、レギュラー・エニイにならざります。

つた取引をいたすことが今日の實情から申して必要ではないかと思うのであります。それにつきましては御指摘の如く多少の懸念があるのであります。これも會員同志が集まりまして、相當の貨株の準備をいたし、又或いは銀行、保険會社、信託會社等と連絡いたしまして、その方面から株の融通を受けるというようなこともできるではないかと思うのであります。信託會社などにおきましても、この制度が行われるならば援助しよう、協力しようと、いろいろとも聞いておるのであります。未だ東京大阪等におきまして會員の間の議が熟しておらないのであります。が、やがてそういうことにつきまして研究をいたしまして、貨株の制度を完全に近いものにすることになり、適當の措置ができるのではないか、かよううに考えております。尤も初めての試みでありますから、最初から累して完全に行われるか否かにつきましては、多少の疑念もあるのですが、各自分がその心持をもちまして相戒めて不當の取引をしないようなことにいたしますれば、自然的に發達して行くのではないかと見ておりまして、只今のところでは實物取引の外にレギュラー・ウェイ的の取引を行ふことがあります。いかないか、かよううに考えておる次第であります。

度でありますと、先程申しました信託会社等につきまして寄り／＼そういう相談をいたしておりますようでありますから、取引所ができまして賣買を開始するということの司令部の認可を得ますれば、そういう運びになります。實物の外にレギュラー式のものができるようになるとかよう考へております。

○波多野鑑君 金融の面はどうなんですか、コール・マネー等の問題は。

○説明員(徳田昂平君) 金融の面につきましては、コール・マネーになりますれば結構でありまするが、必しもコール・マネーになりますませんでも、私先程申し落しましたが、過去の経験によりまして、金融の面につきましては左程心配しなくともいいではないかと思うのであります。會員同志がそれより關係の金融業者若しくは客から金を集めるところもございましようし、日歩によつて調節もできるのでありまするから、金が必要の場合には日歩を引上げるということにつきまして相當步くことができるかと思うのであります。又先程申しました販株につきましても、又必ずしも自分の持株だけではなくして、會員が自己の委託者から貰つた株を提供させるというような方法もありますから、會員が相戒めることができるのじやないか、かように考えております。併し金融につきましては、私は貸株形困難ではないかと考へるので無理じやないかと思ひますが、この點はどういうお考へを持つていらっしゃいますか。

○説明員(徳田昂平君) 御尤もなお尋ねでありますて、この法の精神から申しましても、價格の公正、流通の圓滑ということが最も必要であるのであります。これを餘り窮屈にいたしますることは、價格の公正流通の圓滑を缺くということにつきまして、その通りと思ふのでありますて、できるならば受渡し等につきましても余り拘束を加えませんで、昨今非常に交通通信が不便でありまするために、日時を相當要するのでありまするから、相當餘裕を置くべきがあります。

○波多野鼎君 次にお伺いしますが、現物・取引の場合の受渡しは大體翌日になつているという話を先程聞いておりますが、東京とか大阪のような市場の廣いところではそれができると思ひますけれども、地方の株の不足しているところではなかなか適當ではないかと思うのであります。併しながら又時間を使ふため、その間に實物取引の精神を逸脱いたしまして不當な決済が行われると申しますことは、先月の事例に徵しまして明らかであるために、止むを得ず期間を短縮したしまして、賣方現品、買方現金といふことをいたしておるのでありまするが、これは大都市の業者はそれによりまして大した支障はないのですが、遠隔の地におきまする取引は、これによりまして非常に困まれておるのでありますて、その點は甚だ遺憾に思ひます。これをおきましては、今の現株現金といふ制度をもう少し緩和すべきで

601

ないかと思うのであります。これは私いたしますれば、業者の相當自肅自制を待ちまして、業者が違法をしてはならない心持ちを持ちますれば、これらはできないことはありますから、業者の自肅自制を待つて期間は相當延長してやるべきものと思うのであります。若しその間に差金決済に流れ出るということがありますれば、それは相當の處置、営業停止、若しくは會員権の取消し、免許の取消しの方法によりまして、差金の決済を除くと同時に、證券業者の自肅自制によつてそい

うような事態の起らんようにいたすのではないかと思うのであります。先月の事態に鑑みまして、證券業者でも相當何と申しますか、大分大蔵省の検査によりまして營業停止を受けたというではないかと思うのであります。今後ものもあるのでありますから、今後再び先般のときのようなことはないだろうと思うのであります。昨今各都市の業者が集まつていろいろ、打合せをしておりますが、各自が強い申合せをいたしまして、将来そういうふうな問題が惹起するならば、幹部として責任を取るといふまで申しておりますし、又受渡しの仕事につきましては、各協會毎に監視委員というようなものを括えてこれを監督するといふことも研究いたしておるのでありますから、今後は再び先般のようないふうなことを起らぬではないかと思ふ

○説明員(徳田昂平君) 私は先程申しましたこの證券取引の過去に行われました限月制度の取引、御承知のこと、前には限月は三ヶ月でやつたのですが、過去の歴史におきまして、これを二ヶ月に短縮されましたといふようなことが二度あるのであります。それで、又それを復活いたしまして、三ヶ月制度と、いうことが最後まで残つたのであります。しかし、證券につきましては、他の物産と違いますから、それ程の長い期間は要らないぢやないかといふことがあります。が、ともかくも日本にありました限月取引、長期的の清算取引といふものは多

年培われた制度でありますから、将來この制度の長を探りますれば、将来この制度がついてもいいぢやないかというふうに私は思ひます。レギュラーで一應試みまして、圓滑に取引ができるということなら、必ずしも限月といふことは行われます。ですが、第一條に、證券の流通を圓滑な

らしめるということが出ておりますが、萬一不幸にしてレギュラーが理想通りに行われなかつたといふような事態がないとも言わないのでありますから、業者の自肅自制を待つて期間は相当延長してやるべきものと思うのであります。

○星一君 世の中は始終變つて行きま

すから、今できたこの證券取引法も一通りに行われなかつたといふような事態がないとも言わないのでありますから、業者の自肅自制を待つて期間は相当延長してやるべきものと思うのであります。

○委員長(黒田英雄君) 島居さんが見えておりました。政府委員外であります

が、筆耕することに御異議ありません

か。

○波多野鼎君 もう一つお伺いいたし  
ますが、第一條に、證券の流通を圓滑な

ば、必ずしも限月ということは行われなくていいと思うのであります

次第であります。

本の従来の取引制度に違つておる點もあるが、主として先進國のアメリカに

が、答辯することに御異議ありませんか。

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。

○説明員(島庄藏君) 私は委員の島居であります。徳田委員長は株式界のこととに精通しておられますから、私は多年金融の方面に携わっておりまして、その方面から新法律を見ますと、金融方面においては感心いたします。業者が不當な過當な取引ができるないように純資本額の約二十倍を超える負債を持つはいかん。御承知のように證券業者は投機取引に陥り易いのであります。従いまして過當な、不當な取引をいたしますればこの點で抑えてあるのであります。從来はこれはないのです。それと一般取引におきましてはマージンを高くやる、その二つの點及びに顧客からの委託を受けて保管しておりますが、ところの有價證券を勝手に業者が他に買入れるとか、擔保に入れるとかということについての制限などを設けております。そういう點におきまして、一方には自由でありますが、非常に信用過大に陥る點を抑えてある。この點は先程委員長から申しましたように、一番進歩しておるアメリカの法律に範を探つてあるのですから感心すべき點だと思います。現在のところでは、委員長が先程申しましたように、これまでやつて行きまして、御承知の通り一年間もやりますれば或いは実情に即した更に一層適切なる法律の改正があるかも分らないと思います。併し今のところではこれは完全だと了承しております。

○星一看 この證券取引委員會のことですが、民主化といながら、たゞ三人の委員を護理大臣が任命して、そ

れを五ヶ年継続するなんといふことは民主化じやないと思う。何故かといふと、この法律は一年後には改正するところができて来ると思います。アメリカでは大抵の委員會は、殊にアントン・ウツツのような委員會においても、委員の半數は交代して行くだ、三年とすれば半數は一年半で交替して来るのですよ。アメリカでは皆金融機關、銀行でもそうです。然るにこの委員は三人で五年おるのだから、私はこれを四人にして、そうして任期を三年ぐらいいにして、一年半に替わるということに私は民主化があると思うのですが、民主化と口に言ひながら、政府はこんな、まるでヒットラーの作るような法律をやつたようなことは、私はこういう取引所なんというものは、もうアメリカの流も何もない、日本は日本にいいものができないければ駄目だね。だから、こういうことも、これ一つ見ても、證券取引委員會のこれを見ても私は決してあなたは満足しないと思うがどうですか。

するようになりますて、その短かい経験でありますから、證券界のことは非常に迅速を尊ぶ仕事でありますて、三人でやりますれば會議、打合せ等も極めて迅速に行われる所以あります。この法案にも盛り込まれておりますが、時間的に、三十日の間に處分しなければならんとか十五日に處置しなければならんといふような問題が澤山あるのであります。その點から考えますれば、三人で相談しますれば極めて取り運ばれるのではないかといふ點におきましては、私は今日においては三人でよかつたと、かようにも考ります。

來たすのではないかといふ點でこの制度で私はいいのではないか、かうに考えております。

○木村謙八郎君 私は資料を提出頂きたいと思うのです。

○委員長(黒田英雄君) 德田さんの方は必要上やないのですか。

○木村謙八郎君 今は徳田さんに討する質問ですか。

○委員長(黒田英雄君) 取引所委員の方をわざわざ呼びましたから、こちらの質問があればそれを先に願いたいと思います。

○木村謙八郎君 それでは後にいたします。

○委員長(黒田英雄君) それでは證券取引所委員の方は大體それでよろしうございますか……。それではどうもありがとうございますとございました。

○木村謙八郎君 それでは資料を御提出願いたいと思います。實はこの法律は、我々これだけ見たのでは何にも分らんのです。というのは、いろいろな點において非常に澤山異議があるわけです。それから又大體命令で決めたものが五件ありますて、例えば命令以外で證券取引委員會で決めるものは殆んど委されでておる。従つてこういふもの内訳が分らなければ、この法律案は分りきこないと思うのです。そこで御請求したいのは、この法案を見ただけでは、今度できる取引所機構といふものは、一體どういふものであるか全然分らん。恐らく今度の取引所機構は、例えは定款、業務規程、それから受託契約書等、そういうものによって大體機構が分る筈なんです。ですからこういふ法律案が出て来る場合には、恐らく政府においてそういう應対がおありだ

ろうと思うのです。従つてその要請で結構ですから、その腹案を一應明らかにして頂けませんと、どういう取引所構になるのだと分りませんので、その腹案を出して頂いて、そらしてそれは、その取引所機構が大體分るような定款、業務規程、受託契約準則、そういうもので決めるところの大綱でいいのですが、その内容について資料として御提出願いたいと思います。それからもう一つは、證券取引委員會の規則で決める内容の一覧表、例えばこの各條に告あるわけです。例えば第二條、五頁にも「銀行、信託會社その他證券取引委員會規則で定める金融機關以外の者……」というよなことが各條にあると思うのです。證券取引委員會規則で定める金融機關以外の者といふのは、「體何であるか、そういうものが各條にあるわけですから、その一覧表を示して頂きたい。それからこれも資料として出して頂きたいのですが、五頁の「左に掲げる行爲の一をなす營業をいう。」左に掲げる行爲の一つに、一有價證券の賣買、二有價證券の賣買の媒介、取次又は代理、三の有價證券市場における賣買取引の委託の媒介、取次又は代理、四の有價證券の引受、それから六の有價證券の募集又は賣出の取扱、この意味です。この語義について、御承知の通りいろいろな學文書によつてこれをはつきりとさせ頂きたい。例えば二の有價證券の賣買の媒介、取次又は代理ということについては、御承知の通りいろいろな學界でも非常に問題があると思うのです。何を以て媒介とし、何を以て取次

とし、何を以て代理とするか。又その規定の仕方によつては、特にこの取次などについては、この規定の仕方如何によつては地方の證券業者がいろいろな悪いことをしたりなんかするような者が出て来ると思うのです。従つてこの語義、言葉の意義をはつきりここで決めて頂かないといろいろな弊害も起つて来る、又届出の問題、届出しないでいいか、していいか、或いは民事責任の問題とかそういうふうな虚偽の届出をしたとか、或いはそういうふうな場合のいろいろな責任の問題が澤山起つて来ると思います。従つて以上申上げた點について文書を以て、一つ資料として提出して頂きたいと思っております。そらしなければ、この法律を讀んで、四行目に「この法律において有價證券の募集とは、不特定且つ多數の者に對し均一の條件で、あらたに發行される有價證券の取得の申込を勧誘することをさう」といつても、多數とは一體何人を指すのか、恐らく米國の法律では二十名以上というふうになつておるよう聞いていますが、こちでは、この法律では何人を多數といらうのか、或いは均一の條件でも、いろいろの問題があると思います。均一山あると思うのです。従つて、先ずそに區切つてやつた場合、それでも均一という點について資料を提出して頂きたい、少くとも私はそうではないと、この法案を審議するのに、何らの……私は特にこういうのが専門でないから分りませんから、一つ資料を是非御提出

○政府委員(岡村峻君) 御要求の資料につきましては、できるだけ調製して至急差上げるよう手配いたしたいと思います。ただ豫めお断り申上げたいと思つておりることは、取引所の定款とか、或いは業務規程、受託契約通則といふものにつきましては、これは取引所が作るものでございまして、私の方から別に標準的なものを示さない。又それが民主的なやり方だといふうに考えておりまして、現在東京の例で申しますと、取引所設立準備研究委員というようなものが、児町の日語館の中に置かれまして、そこで定款、業務規程等を作成されておるのであります。しかしその作成に當りまして、も、やはりアメリカの定款とか、そういうものを十分研究した上でというふうに、まだ案が固まつておりますんで、それをお出しできるかどうか従つて、それをお出しできるかどうかちょっとと私今ここでお約束できない、うな状態でございます。

は、この程度で止めたいたいと思います。次に臨時資金調整法の廃止に伴う措置に關する法律案、これについて、これが賃借審査に附託されておりますから、これを議題にいたしまして、政府の説明を求めるたいと願います。それから並びに復興金融庫法の一部を改正する法律案につきましても提案理由の説明を求めたいと思います。

○政府委員(愛知揆一君)　只今賃借審査のために上程せられました臨時資金調整法の廃止に伴う措置に關する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

臨時資金調整法の廃止は豫ねての懸案でございましたので、今次國會にその廃止に關する法律案を提出いたしましたのでございますが、同法律案におきましては、都合によりまして必要な経過措置に關する規定は一切掲げてございません。従つて若しそのまま施行せられまする場合には、臨時資金調整法に基いて適法に行われておりまする行為、或いは適法に發行し、又は發賣せられました證券證票等につきまして、これらがいすれも無効となり、これが處理に關しまして秩序を紊す等の虞がござりまするので、ここに経過措置を規定する法律案を提出いたしました次第でございます。

その要點を申し述べまするならば、第一點は興業債券及び商工債券についてまして、償還期が到来するものにつきましては、これを借換させる必要がござりますので、従つて借換のための發行だけは今後も引續きこれをできるようにないたしたいという點でございまして、

第二點は臨時資金調整法によりまして資金特別会計が所有しております

興業債券は、今後も引續きこれを所有することができる所といたした點でございます。

それから第三點は、臨時資金調整法に基きまして發行せられました貯蓄券、福券、貯蓄債券、報國債券及び所謂資本に並びに同法に基いて取扱われております割増金附貯蓄等につきまして、この際線上償還や預金契約を變更することは却つて弊害を伴いまするので、今後もそれべくのすでに與えられた條項通りにこれを處理し得るようにしておきますと共に、その中、所謂割増金附貯蓄及び貯くじにつきましては、その取扱又は販賣に關しまして命令が發せられておりますため、一切の準備がすでに進行しておるものがありますが、その分に限りまして特に今後の新らな取扱や發賣をも認めようといふのでございます。

最後に臨時資金調整法に規定せられておりまする罰則に關しまして、同法廢止後もこれを有効とすることが必要と認められまするのに、必要な規定を設けることとしようとするものでござります。

以上がこの法律案の要點でござります。何卒御審議の上速かに御賛成あらむことを希望いたします。

次に同じく只今豫備審査のために上程せられました復興金融金庫法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を説明申し上げます。御承知の通り復興金融金庫の資本金は去る二月上旬の國會の御可決を得まして、これを七百億圓に増額いたした次第でございますが、當時御説明申し上げました通り、この資本金は本年度末までに必要とする資金の最少限の金額でございま

して、その後當初の計画に従いました。貸出額は逐次増加いたして参りました。現在すでに資本金の限度一杯に近づいておりますので、今回更に来年度第一四半期末までに所要資金を勘案いたしまして、資本金を増加いたしました。資本金を増加いたしたことになります。

復興金融金庫の資本金は今回の増資を以ちまして、既に五回に亘りまして増額いたされたわけでございまして、この間國會の御要望に應えまして、貸出に當りましては、努めて嚴格慎重に實行してまいつたのであります。戰後經濟の混亂期に當りまして、產業界の資金需要に即應し、よく經濟の復興再建に寄與してまいつたと考えるのでござります。即ち石炭、鐵鋼、肥料等の超重點產業は勿論でございますが、その他の一般産業につきましても、極めて困難な狀況下にありながら、よく設備の復舊補充を實現し、企業の順調の發展を見ましたことは、復興金融金庫の適切な資金の供給によるところ多大であったと存ずるのであります。

復興金融金庫を設立いたしました趣旨は、經濟の復興に必要な資金でありまして、且つ一般の金融機關が融資することとの困難な資金のみを供給することにあつたのであります。再建途上におきます惡條件によりまして、經濟界の復興金融金庫依存の傾向が逐次強化となりまして、加うるに昨年六月以降、公團資金をも一手に貯うことに相成りましたために、貸出殘高は急速に増加いたしまして、これが通貨面に對する影響が強く指摘されるに至つたのであります。政府といたしましては、夙に健全財政の方針を堅持いたしました。

は特にこういうのが専門でないから分  
りませんから、一つ資料を是非御提出  
○委員長(黒田英雄君) 今日は證券引  
法を改正する法律案につきまして

第二點は臨時資金調整法によりまして、金資金特別会計が所有しております。

り、この資本金は本年度末までに必ずとする資金の最少限の金額でございま

に健全財政の方針を堅持いたしましては、夙々の御意に従うべく、何よりも心からお喜びなさる所存であります。政府といたしましては、夙々の御意に従うべく、何よりも心からお喜びなさる所存であります。

て、復興金融金庫の貸出につきまして

が、これが市中消化につきましては、

いたします。

に計上いたしますと共に、法律を以て

○政府委員(伊原隆君) 金の状況につ

も、努めてこれを連結範囲に限制いたしました。一方で、苟くも放漫に流れるものない、特に基礎産業に対する重点的な融資を実行してまいりましたのであります。

前回培養資本衛生議の際にも説明いたしましたように、最近かなり好轉して参りましたよう一月、二月の平均市中消化率は三八%に達しておりますが、今

○審議費(黒田新議員) 尚本日審議審査のために付託されました金資金特別会計法の一部を改正する法律案についてまして提案理由の説明を求ることと

その旨を規定する必要がござりまする  
ので、金資金特別會計法に採入れに關  
する一條を設けた次第でござります。  
尙特別會計の性質に鑑みまして、後日  
○波多野鼎君 買上げと賣渡しもどう  
きましてちよつと御説明申上げないと  
思いますが、昭和二十二年度の金の買  
上額でありますか。

現在復興金融金庫の統籌並びに運営至つた次第であります。

面に対する影響を極力阻止いたします  
るために萬全の対策を講じたいと考え  
ておる次第でございます。尙貸出金額を

○政府委員(伊原隆君)　只今豫備審査のため付託せられました金資金特別会計法の一部を改正する法律案につきま

○政府委員(伊原隆君) 金資金特別會計におきまして貯上げました金地金の額は、昭和二十年度、これも終戦後で

の方法につきましては、國會初め各方より種々の御意見、御要望を頂いておるのであります。政府といたしましては、復金の面の御協力を得まして、慎重検討の上、逐次實行に移したいと考えてござります。政府といたしましては、復金の民主的運営を期しますために、所要の

の壓縮につきましては、すでに御承知のように復金融資の相當部分を占めておりました公團資金を、來期以降にございましては全面的に市中資金を活用することに切替えましたために、復金自體の負担は著しく軽減せられることとなつたのでございます。今後更に一歩

して提出の理由を御説明申上げます。  
金資本特別会計におきましては、資金  
の運用といたしまして、貴金属の賣買  
操作を行なつておるのでございま  
が、この操作を行うに當りましては、  
産金法等によりまして新産貴金属は全  
部買上げを要しますると共に、買上げ

貴金属の國內消費量の増加傾向は、連合國司令部の承認を必要とし、同司令部からは四半期毎に國內消費の必要最少限度の拂下げ数量を指定

いたされますので、買上げ資金回の金額は、常に手持資金額の拂下げ金額を超過いたしております状況でございます。

スから生じまする資金の不足を、一般  
会計からの採入金を以て補填いたした  
いと考える次第であります。而して本  
年三月二十日現在に於ける資金の状況  
は、

年三月中におきましても買上と賣出の支拂所要額は約三千四百六十九萬八千圓ござりますのに對し、三月中旬の資本残高は約四百五十萬圓でございます。

るので、差引三千九十九萬八千圓を四月に繰越すことになり、更に四月中の貢上げ貴金閣の代見込額約六千四百八十三萬圓との合計貢約九千五百二萬八

十三萬圓との合計額をナニ五戸ノ千圓の不足を生ずることになるのであります。その不足金額の帰歎を切り上げまして、一億圓を別途提案いたしました昭和二十三年度一般会計暫定歳算

○波多野鼎君　金査金の問題ですが、終戦後、金の買上額はどのくらいなくですか。量にして……。

これから歯科医師用に司令部の許可を得まして放出いたします額との間に、大體大体把に申しまして買つた額の半分

第十六部 財政及び金融委員会議録第十五号



ましては、御質疑は終了したものとみ  
なして、お差支ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

午後四時五分休憩  
午後七時四十五分開会

證券取引委員會委員 島居 庄藏君

ノ十第一項の規定に基きなされた貯  
蓄、同法第十條ノ十二第一項又は第

金資金特別會計法の一部を次のよ  
する法律案

うに改正する。

第二條ノ二 本資金ニ不足ヲ生ジタルトキハ一億圓ヲ限リ一般會計ヨリ繰入金ヲ爲シ之ヲ補足スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル繰入金ニ付テ後日本資金ヨリ當該繰入金ニ相當スル金額ニ達スル迄ノ金額ヲ一般會計ニ繰入ルベシ

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

地方自治法第一百五十六條第四項の規定に基き、稅務署の増設に關し承認を求めるの件

地方自治法第一百五十六條第四項の規定に基き、稅務署の增

設に關し承認を求めるの件  
大田原稅務署を分割して、新たに氏家稅務署を設ける必要が生じたので、稅務署官制による右稅務署の設置について、地方自治法第一百五十六條第四項の規定による國會の承認を求める。

